

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

有害物ばく露作業報告対象物（平成 29 年対象・平成 30 年報告）について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、有害物ばく露作業の対象となる物については、労働安全衛生規則第 9 条の 6 に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号）により定められていますが、今般、告示の一部が改正され、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成 30 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで）の対象となる物が新たに定められた旨、別添のとおり連絡がまいりました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場においては、適正に有害物ばく露作業報告をされるようお願い申し上げます。

なお、有害物ばく露作業報告に関するパンフレットの電子媒体は、下記アドレスに掲載される予定です。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/>